

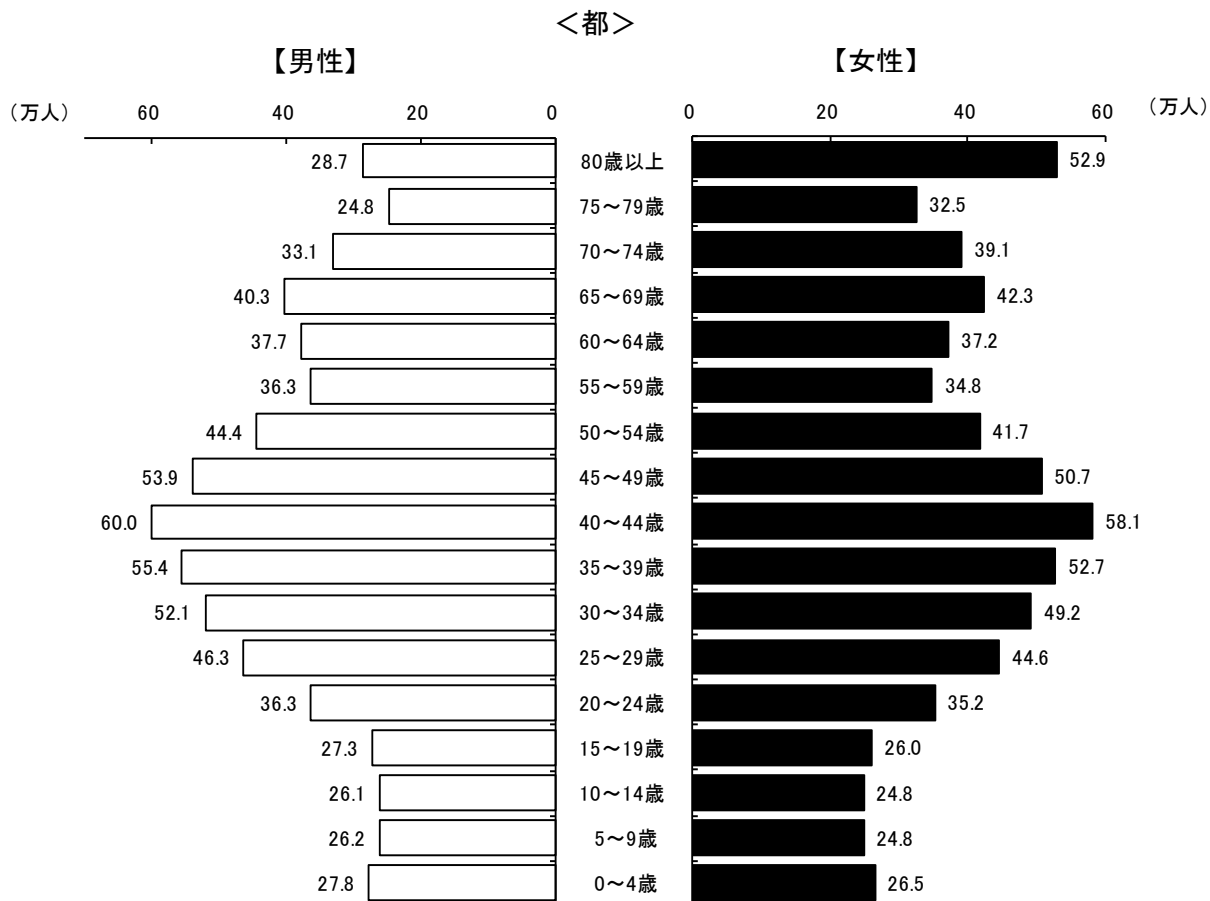
Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

Ⅱ－２ 子育てに対する支援

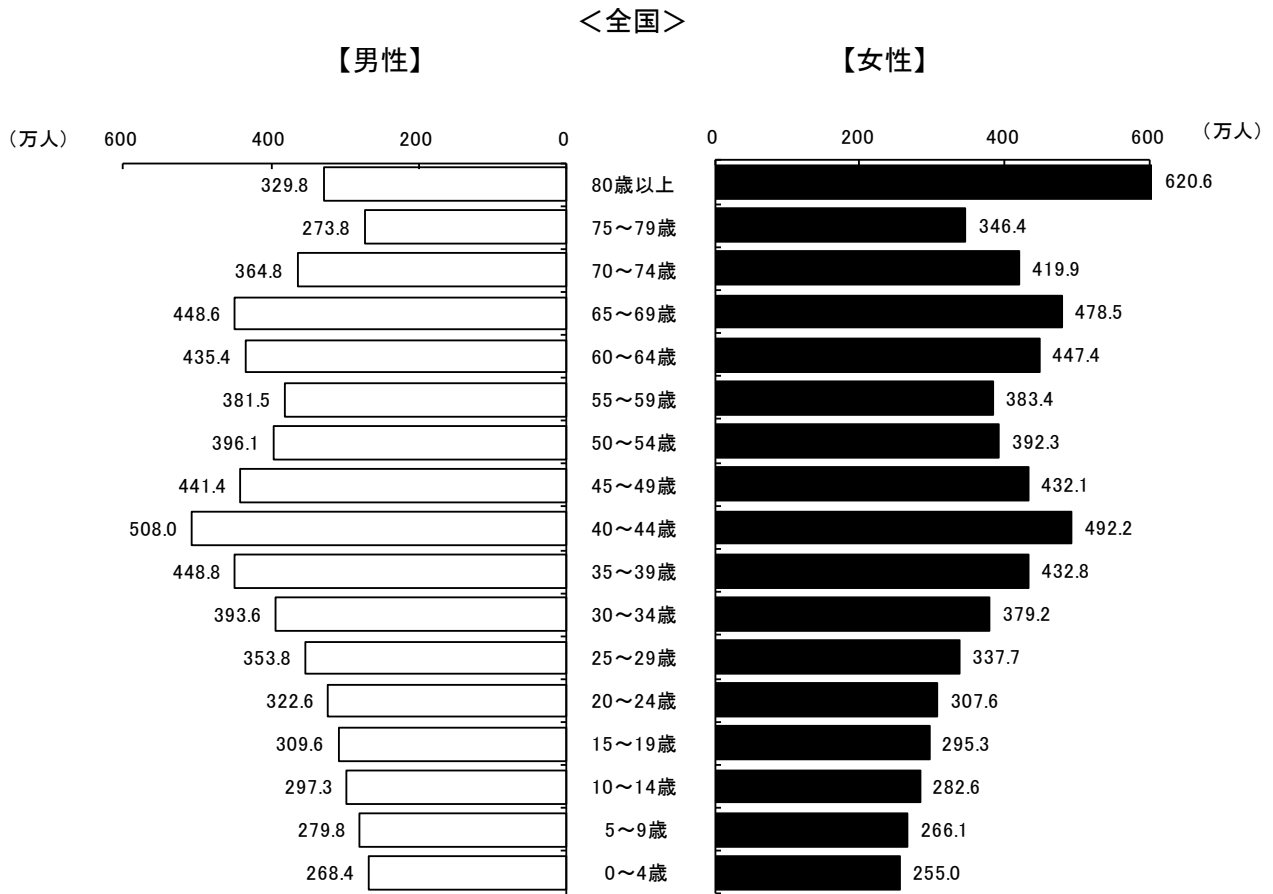
1. 人口ピラミッド

人口を年齢構成で見ると、都・全国ともに第一次・第二次ベビーブーム世代を含む60歳代と30歳代後半から40歳代前半を中心とした2つのふくらみを持つ「ひょうたん型」に近い形となっている。

図表Ⅱ－２－１ 人口ピラミッド(男女、年齢5歳階級別の人口の分布) (都・全国)



Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 27 年 1 月 1 日現在）」

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

2. 育児休業の取得の状況及び推移

都の平成 26 (2014) 年度の女性の育児休業取得率は 93.3%であるが、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は 4.49%と少ない。国は、男性の育児休業取得率を平成 32 (2020) 年に 13%とすることを目標として掲げているが、平成 26 (2014) 年度の全国の男性の育児休業取得率は 2.30%に留まっている。

図表Ⅱ－２－２ 育児休業取得の状況（都）

	男性	女性
出産者数（男性は配偶者が出産）	5,633 人	2,794 人
育児休業取得者数	253 人	2,606 人
育児休業取得率	4.49 %	93.3 %

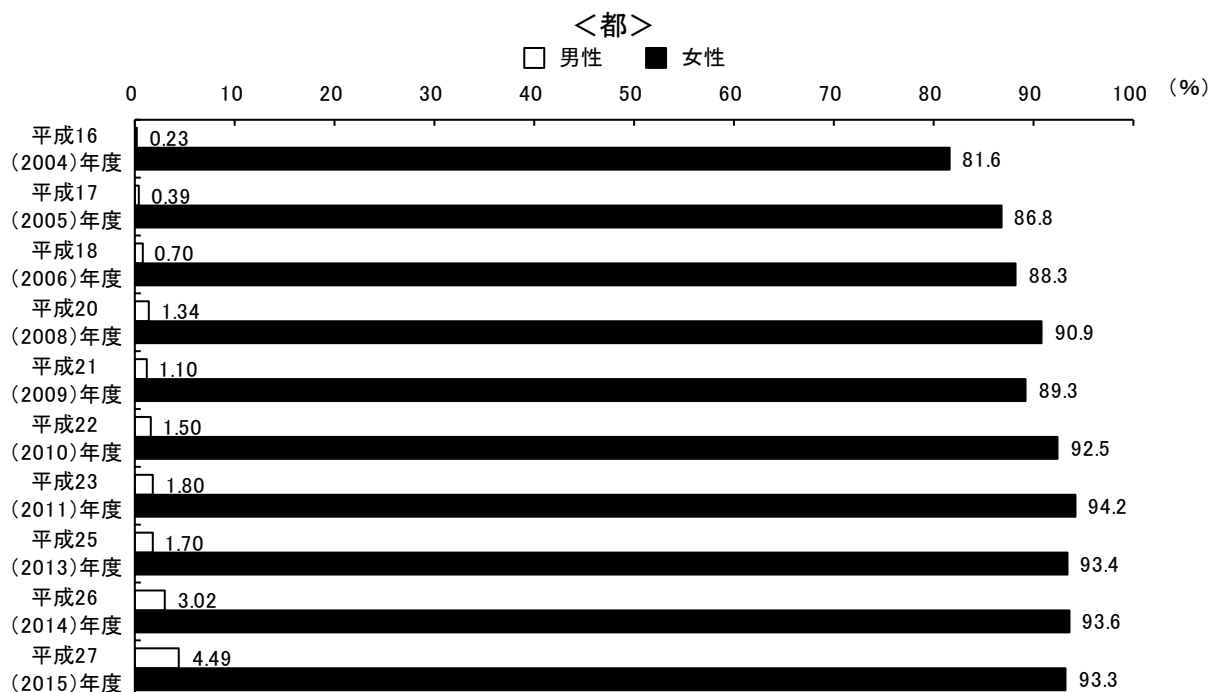
注：育児休業取得率＝育児休業取得者数／出産者数×100

出産者数は、平成 26 (2014) 年 4 月 1 日から平成 27 (2015) 年 3 月 31 日までに出産した人数

育児休業取得者数は、出産者数のうち、平成 27 (2015) 年 9 月 1 日までに育児休業を開始した人数

資料：東京都産業労働局「平成 27 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

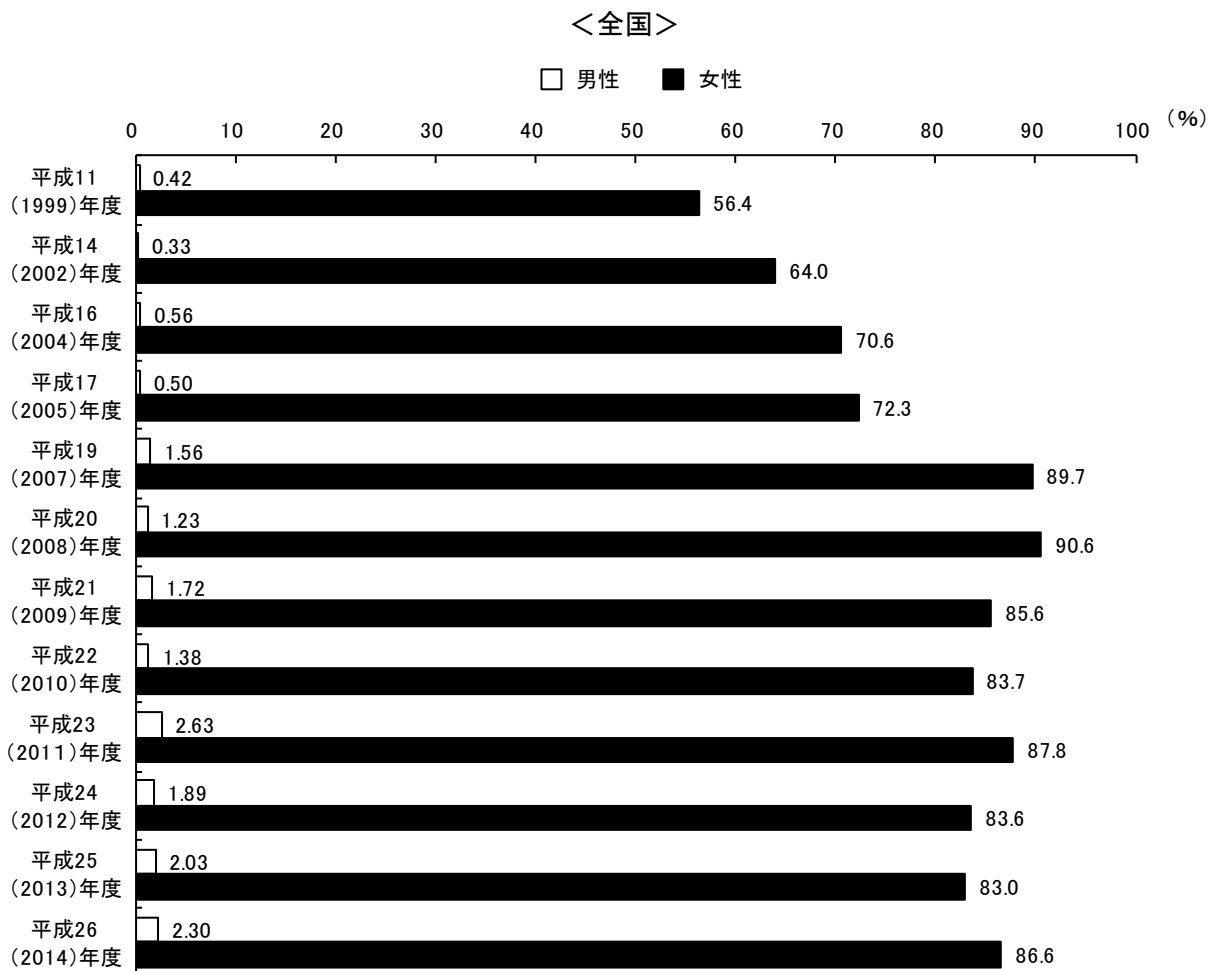
図表Ⅱ－２－３ 育児休業取得の状況の推移（都・全国）



注 1：調査対象は、都内全域（島しょを除く）の従業員規模 30 人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」「その他」の 14 業種、合計 2,500 社

注 2：平成 19 (2007) 年度、平成 24 (2012) 年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「平成 27 年度東京都男女雇用平等参画状況調査」



＜参考＞新たな「仕事と生活の調和推進のための行動指針(仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成22年6月決定)」の中で、男性の育児休業取得率を、平成32(2020)年に13%とすることを数値目標として掲げている。

注1：調査対象の事業規模は5人以上

注2：平成23(2011)年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値である。

注3：育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数／調査前年度1年間（平成26(2014)年度調査については、平成24(2012)年10月1日から平成25(2013)年9月30日まで）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

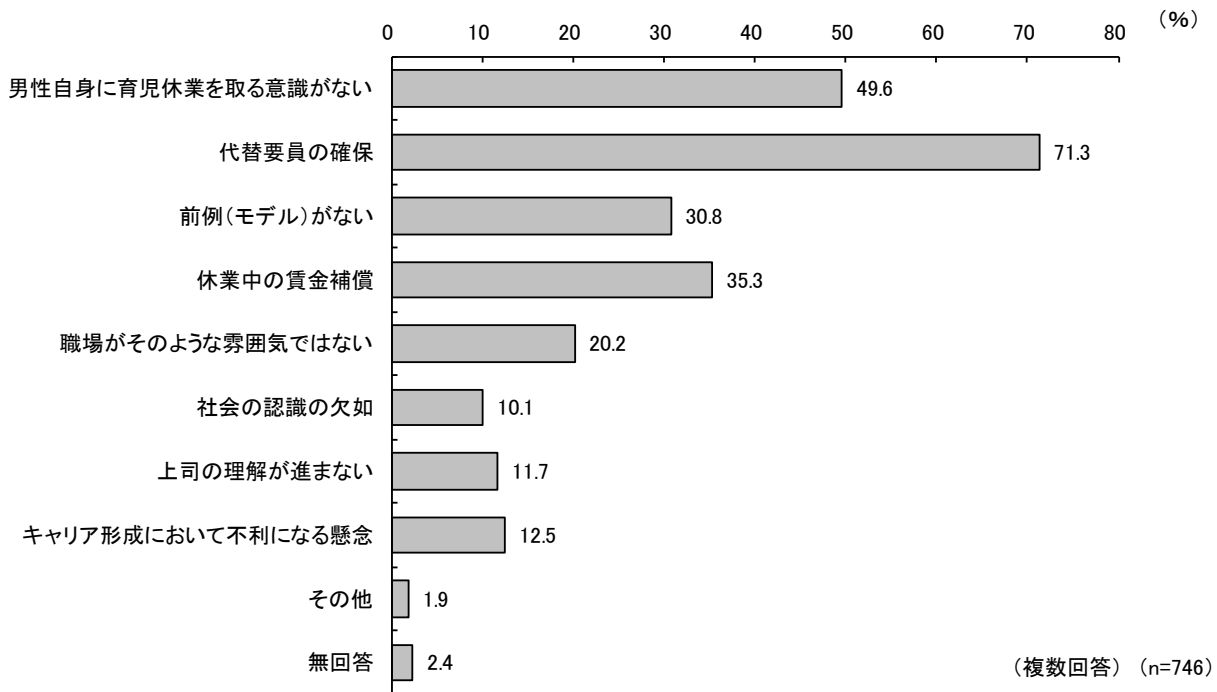
資料：厚生労働省「平成26年度雇用均等基本調査」

Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

3. 男性の育児休業取得にあたっての課題、効果

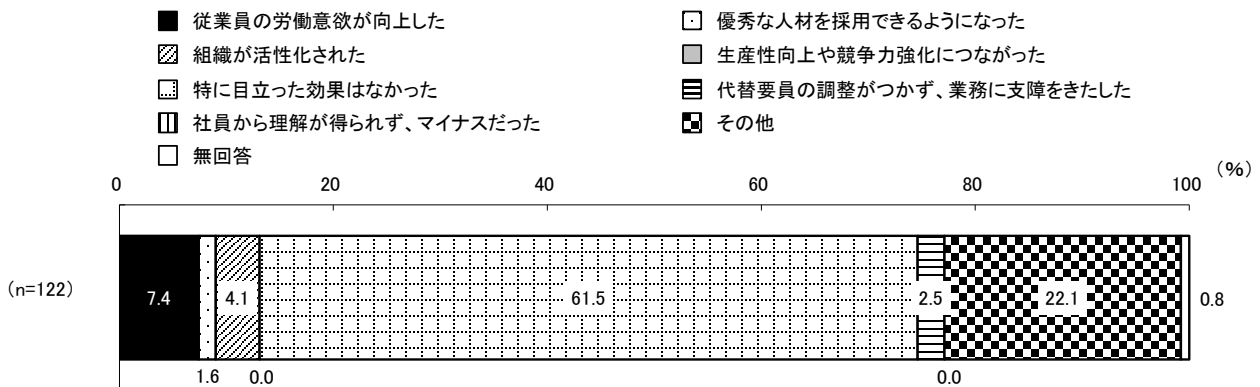
男性の育児休業取得にあたっての課題として、「男性自身に育児休業を取る意識がない」が49.6%と最も多く、次いで「代替要員の確保」(71.3%)、「前例(モデル)がない」(30.8%)となっている。また、男性の育児休業取得促進による効果は、「従業員の労働意欲が向上した」が7.4%、「特に目立った効果はなかった」が61.5%となっている。

図表Ⅱ－２－４ 男性の育児休業取得にあたっての課題（都）



資料：東京都産業労働局「平成27年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

図表Ⅱ－２－５ 男性の育児休業取得促進による効果（都）

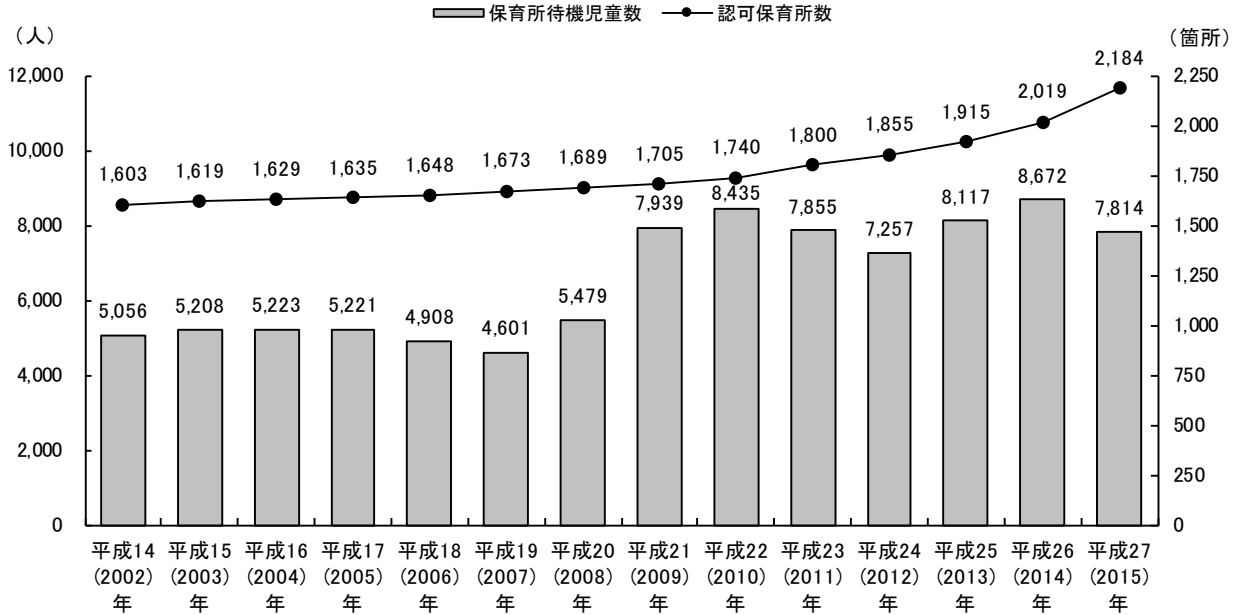


資料：東京都産業労働局「平成24年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

4. 保育所数と待機児童数・認証保育所の状況

認可保育所は2,184箇所（平成27（2015）年4月）、認証保育所は700箇所（平成27（2015）年4月）ある。平成27（2015）年の待機児童数は前年に比べ858人減少し、7,814人となっている。

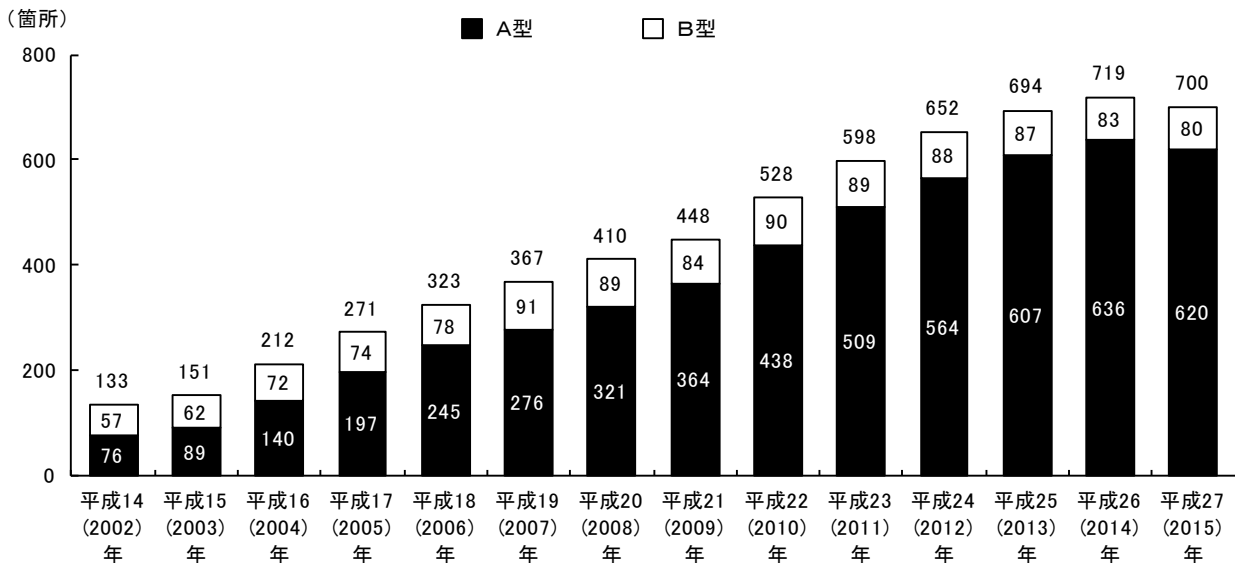
図表Ⅱ－2－6 保育所（認可保育所）数と保育所待機児童数の推移（都）



注：各年4月現在

資料：東京都福祉保健局調べ（平成27年4月1日現在）

図表Ⅱ－2－7 認証保育所数の推移（都）



注1：各年4月現在

注2：平成23(2011)年より郡部を計上している。

注3：認証保育所は増大する保育ニーズに応え、東京都が独自の基準により認証するもので、主に駅前に設置されるA型と、小規模で家庭的な保育を行うB型がある。

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」（平成26年度）

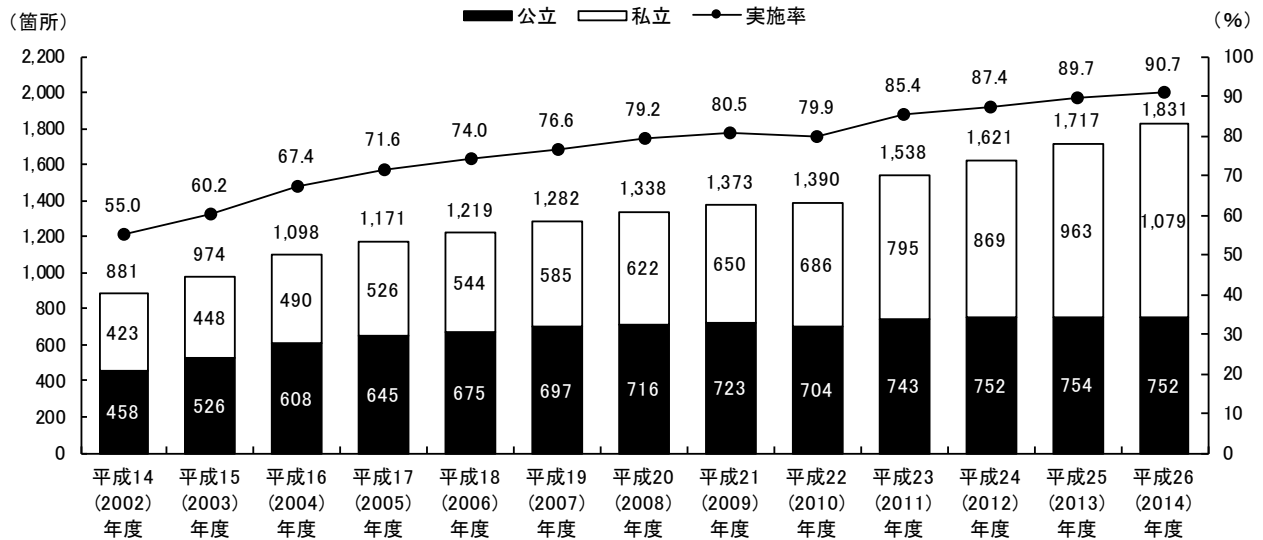
Ⅱ 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

5. 延長保育・保育サービスの整備状況

(学童クラブ、ファミリー・サポート・センター、子育てひろば)

延長保育の実施率は年々上昇傾向にあり、平成 26 (2014) 年度は公立と私立合わせて 1,831 箇所で開催しており、実施率は 90.7%となっている。平成 26 (2014) 年度のファミリー・サポート・センター数は 48 箇所で前年度と同数だが、会員数(合計)は 3,441 人増加して 98,991 人となっている。

図表Ⅱ-2-8 延長保育の実施状況の推移(都)

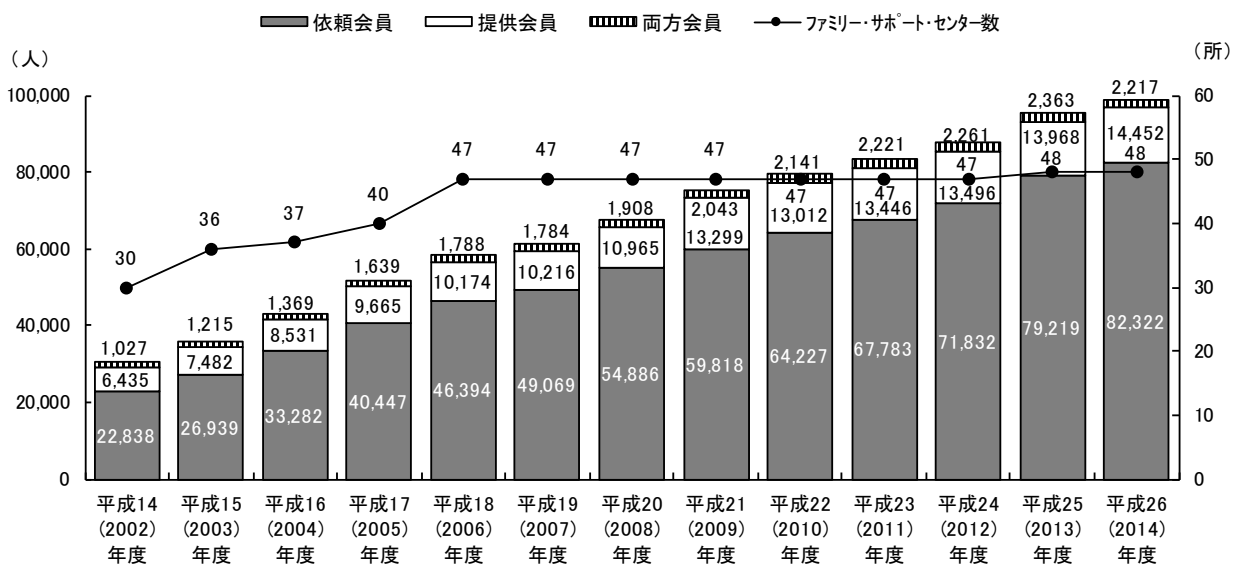


注1: 各年度4月1日現在

注2: 平成17(2005)年度は「次世代育成支援対策交付金制度」に基づく延長保育の実施施設数

資料: 東京都福祉保健局調べ

図表Ⅱ-2-9 ファミリー・サポート・センター数と会員数の推移(都)



注1: 各年度3月31日現在

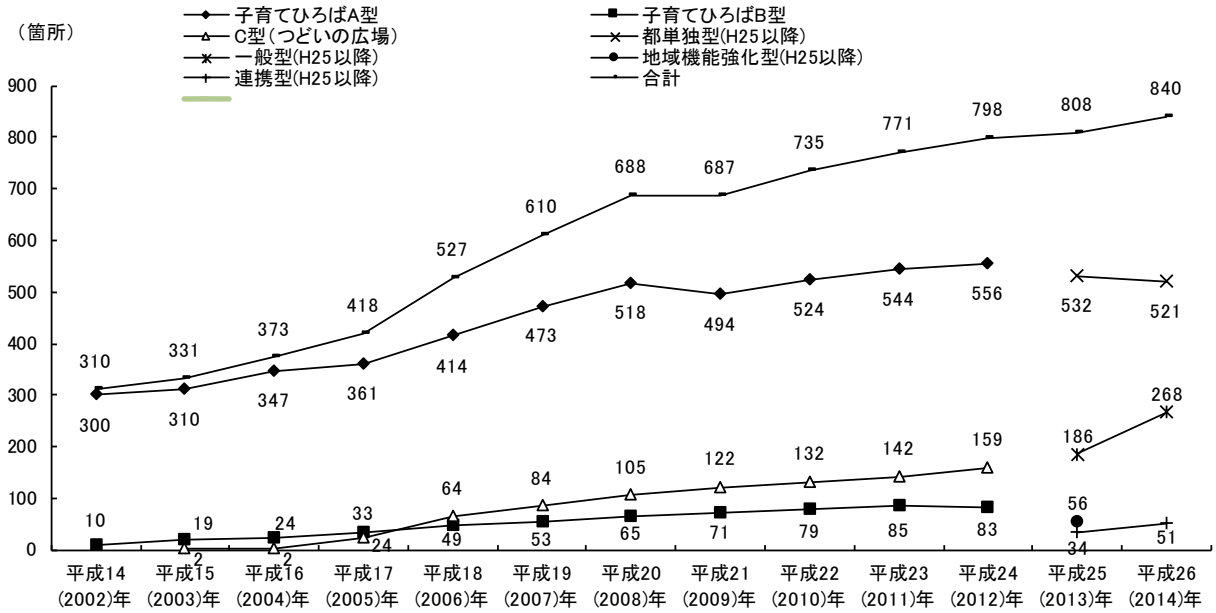
注2: 会員数は依頼会員、提供会員、両方会員の合計

注3: ファミリー・サポート・センターは育児の手助けをしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織

資料: 東京都福祉保健局調べ

子育てひろば数は、年々増加傾向にあり、平成 26 (2014) 年には 840 箇所となっている。学童クラブ数は増加傾向にある。平成 25 (2013) 年度末の学童クラブは 1,737 箇所、定員・登録児童数とも 86,835 人となっている。

図表 II-2-10 子育てひろば数の推移 (都)

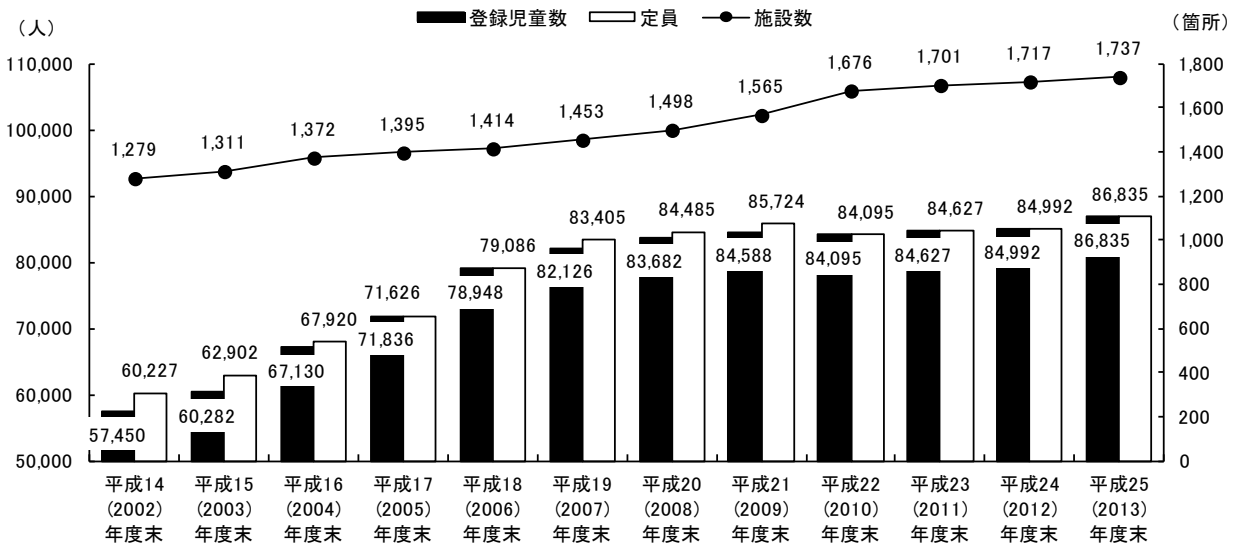


注：子育てひろばとは身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳までの孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う。

- ・子育てひろばA型：保育所、児童館等の機能・スペースを活用して相談や講座を行う。
- ・子育てひろばB型：保育所等に専用スペースを確保して実施する。
- ・C型(つどいの広場)：空き店舗、学3校の余裕教室や公共施設内のスペースを確保して、常時親子の集いの場所を提供する。

資料：東京都福祉保健局調べ

図表 II-2-11 学童クラブ・定員・登録児童数の推移 (都)



注：学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を授業終了後にあずかる事業

資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」(平成 25 年度)